

# 我が社の脱炭素経営促進事業費補助金 Q&A

令和6年4月1日公開(令和6年4月25日更新)

## 1 共通編 …3 ページ

Q1 この事業の趣旨を教えてください。
Q2 あきたゼロカーボンアクション宣言とは何ですか。
Q3 あきたゼロカーボンアクション宣言事業者として登録していますが、「見える化・目標設定等」の取組は宣言に含んでいません。この場合、補助事業の「可視化サービスの新規導入・活用」メニューに申し込むことはできないのでしょうか。
Q4 「可視化サービスの新規導入・活用」と「脱炭素アドバイザー資格の取得支援」の2つのメニュー両方で補助金を申請できますか。また、実績報告はそれぞれ分け手行う必要がありますか。
Q5 国や市町村が実施する補助金との併用は可能ですか。
Q6 補助期間内に補助対象外となりました(みなし大企業への吸収合併、大企業の子会社化)が、どのような手続きが必要ですか。
Q7 グループ内企業それぞれで申込は可能ですか。
Q8 設立後1年未満のため、決算又は確定申告をしていますが、申請は可能ですか。
Q9 補助事業期間は2月末までとなっていますが、2月に実施した取組(可視化サービスの利用料、資格の受験料や受講料等)に係る経費を3月に支払った場合、その経費は補助金の対象になりますか。

## 2 可視化サービスの新規導入・活用編 …4 ページ

Q10 交付決定を受けましたが、結局システムの導入はしませんでした。その場合も、実績報告は必要ですか。
Q11 「可視化サービスの新規導入・活用」で補助対象となる可視化サービスは、地元金融機関と連携する事業者が提供するものに限られていますが、その理由はなんですか。
Q12 過去に可視化サービスを導入しましたが、現在は解約して使用していません。補助事業実施期間内に改めて同じ可視化サービスを導入した場合は申請できますか。
Q13 現在、可視化サービスを利用中ですが、別の可視化サービスに乗り換えた場合でも申請できますか。
Q14 補助事業実施期間内に新たに可視化サービスの利用を開始し、事業期間内に別の可視化サービスに乗り換えた場合は、どのような手続きが必要になりますか。
Q15 可視化サービスの内容によって使用料の月額が変わりますが、どのコースであっても補助対象になりますか。また、オプションサービスの利用料は補助対象になりますか。
Q16 補助金交付決定後に可視化サービス(月額使用料税抜き10,000円)を年間契約し、年間使用料を一括で支払いました。この場合、年間使用料の支払いを持って実績報告を行っても良いですか。
Q17 可視化サービスを導入し、CO <sub>2</sub> 排出量の可視化に取り組む拠点は全て県内でなければなりませんか。
Q18 ひとまずお試して6ヵ月間だけ可視化サービスを利用したいのですが、そのような場合も補助金の対象になりますか。

脱炭素アドバイザー資格を取得した被雇用者への支援編 …5～6ページ

Q19 脱炭素経営アドバイザー資格は、「ベーシック」「アドバンスト」「シニア」の3つの認定レベルに分かれています。どのレベルの資格の取得支援の取組も補助対象になりますか。
Q20 脱炭素アドバイザー資格を受験した従業員5名の受験料(一人当たり税込みで8,800円)と受験するために受講が要件となっていたWEBセミナーの受講料(一人当たり税込みで5,500円)を会社が負担して、2名が合格しました。この場合、補助金はどのように算定されますか。
Q21 期間内に資格試験を3回受験した従業員の受験用を3回分すべて負担しました。3度目で合格しましたが、1回目、2回目の受験料は補助対象となりますか。
Q22 脱炭素アドバイザー資格の取得支援を行って合格した従業員がいましたが実績報告前に退職しました。この場合は補助対象になりますか。
Q23 補助金の振込先口座は法人の口座以外も指定することはできますか(例:資格を取得した従業員の口座など)。
Q24 受験料を振込した場合の振込手数料は対象となりますか。
Q25 過去に脱炭素アドバイザー資格を取得し、補助対象期間内に更新手続きをした場合、更新に必要な講座の受講料や更新料は対象になりますか。
Q26 脱炭素アドバイザー資格を2種類受験してどちらも合格した従業員の取得経費を会社が負担した場合、どちらの取得経費も申請することはできますか。
Q27 交付要領の別表4にある実績確認に必要な書類のうち「取得支援の対象となった被雇用者の取得経費を補助事業社が負担した事実を確認できる書類」とはどのようなものですか。
Q28 社内の社員育成事業の一環として、スキルアップのために各種資格を取得した従業員に対して一律で5,000円を支給しています。この場合、補助金を請求することはできますか。
Q29 申請時点で有期雇用契約で雇用している従業員について、補助事業の完了前に無期限雇用契約に切替える予定です。この従業員が脱炭素経営アドバイザー資格を取得して、その経費を会社が負担する場合、補助金を申請してもよいでしょうか。

## 1 共通編

Q1 事業の趣旨を教えてください。

A1 エネルギーコストの上昇、日本におけるカーボンプライシングの導入や国内でのサプライチェーン全体での脱炭素化の動きが本格化しつつある中で、自社の事業活動の脱炭素化を進めるために、エネルギーコストや二酸化炭素排出量の削減などに取り組もうとしている県内中小事業者に対し、二酸化炭素排出量可視化サービスの導入や従業員等の脱炭素関連資格取得を支援することで、脱炭素経営への転換を促進することを目的とした事業です。

Q2 あきたゼロカーボンアクション宣言とは何ですか。

A2 県が、地域脱炭素の実現に向けて、令和5年度からスタートさせた県内の企業や団体が行っている脱炭素化の取り組みを「見える化」する制度です。県内に事業所又は事務所を有する事業者又は団体であれば、節電や節水といった手軽な緩和の取組(地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生を抑える取組)1つ以上から宣言を登録することができます。

登録事業者は、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」等で公表するほか、知事が登録を証明した宣言書とオリジナルロゴマークのデータを提供しています。

Q3 あきたゼロカーボンアクション宣言事業者として登録していますが、「見える化・目標設定等」の取組は宣言に含んでいません。この場合、補助事業の「可視化サービスの新規導入・活用」メニューに申し込むことはできないのでしょうか。

A3 現在登録している宣言の取組内容によらず申請いただけます。なお、宣言登録の更新時に、「見える化・目標設定等」を取組内容に追加くださるようお願いいたします。

Q4 「可視化サービスの新規導入・活用」と「脱炭素アドバイザー資格の取得支援」の2つのメニュー両方で補助金を申請できますか。また、実績報告はそれぞれ分け手行う必要がありますか。

A4 両方まとめて申請いただけます。また、実績報告も両方まとめて行っていただけます。

Q5 国や市町村が実施する補助金との併用は可能ですか。

A5 国や市町村が実施する補助金との併用はできません。

Q6 補助期間内に補助対象外となりました(みなし大企業への吸収合併、大企業の子会社化)が、どのような手続きが必要ですか。

A6 補助期間内に補助対象外となった場合、補助事業等中止(廃止)の承認申請が必要となりますので、県温暖化対策課まで相談してください。

Q7 グループ内企業それぞれで申込は可能ですか。

A7 親会社が企業に該当しない場合で、申込みを行う会社がそれぞれで「あきたゼロカーボンアクション宣言」を登録している場合は申請できます。

Q8 設立後1年未満のため、決算又は確定申告をしていませんが、申請は可能ですか。

A8 申請いただけます。申請の際に県内に拠点があることと事業活動を行っていることを明らかにする書類をご提出ください。

Q9 補助事業期間は2月末までとなっていますが、2月に実施した取組(可視化サービスの利用料、資格の受験料や受講料等)に係る経費を3月に支払った場合、その経費は補助金の対象になりますか。

A9 なりません。2月末までに支払が完了した経費が対象です。

## 2 可視化サービスの新規導入・活用編

Q10 交付決定を受けましたが、結局システムの導入はしませんでした。その場合も、実績報告は必要ですか。

A10 脱炭素アドバイザー資格を取得した被雇用者への支援も実施していない場合は、事業を中止したことになりますので、補助事業等中止(廃止)の承認申請が必要となります。

Q11 「可視化サービスの新規導入・活用」で補助対象となる可視化サービスは、地元金融機関と連携する事業者が提供するものに限られていますが、その理由はなんですか。

A11 本補助事業に取り組んだ後、県内中小事業者が二酸化炭素排出量の削減を図るための設備投資等を行う場合に、地元金融機関が投融資先企業の脱炭素の取組を適切に捉えた上で最適な支援が行える環境を整えるために要件化しています。

Q12 過去に可視化サービスを導入しましたが、現在は解約して使用していません。補助事業実施期間内に改めて同じ可視化サービスを導入した場合は申請できますか。

A12 令和6年2月29日以前に解約していて、令和6年4月1日以降、交付決定後に改めて可視化サービス導入する場合は申請いただけます。

Q13 現在、可視化サービスを利用中ですが、別の可視化サービスに乗り換えた場合でも申請できますか。

A13 すでに可視化サービスによる二酸化炭素排出量の把握に取り組んでいるため申請できません。

Q14 補助事業実施期間内に新たに可視化サービスの利用を開始し、事業期間内に別の可視化サービスに乗り換えた場合は、どのような手続きが必要になりますか。

A14 可視化サービスを乗り換える場合は、事業実施計画書の変更申請を行っていただきます。

Q15 可視化サービスの内容によって使用料の月額が変わりますが、どのコースであっても補助対象になりますか。また、オプションサービスの利用料は補助対象になりますか。

A15 サービスのコースによらず補助対象になりますが、月ごとの補助上限金額は1万円となります。また、オプション料金は補助対象となりません。

Q16 補助金交付決定後に可視化サービス(月額使用料税抜き10,000円)を年間契約し、年間使用料を一括で支払いました。この場合、年間使用料の支払いを持って実績報告を行っても良いですか。

A16 実績報告時に補助事業期間内の利用実績を証明する書類を提出いただく必要があります。そのため、仮に上限額6万円(6ヵ月以上の事業実施)で申請し、交付決定を受けている場合は、6ヵ月経過後に、実績報告を行っていただくことになります。

Q17 可視化サービスを導入し、CO<sub>2</sub>排出量の可視化に取り組む拠点は全て県内でなければなりませんか。

A17 県内における脱炭素化を支援することを目的としていますので、秋田県内での取組に限ります。

Q18 ひとまずお試して6ヵ月間だけ可視化サービスを利用したいのですが、そのような場合も補助金の対象になりますか。

A18 対象になります。ただし、脱炭素経営への転換を図る上ではCO<sub>2</sub>排出量を継続的に把握する必要がありますので、本補助金の活用をきっかけにして継続的なCO<sub>2</sub>排出量の把握に努めていただくと幸いです。

### 3 脱炭素アドバイザー資格を取得した被雇用者への支援編

Q19 脱炭素経営アドバイザー資格は、「ベーシック」「アドバンスト」「シニア」の3つの認定レベルに分かれています。どのレベルの資格の取得支援の取組も補助対象になりますか。

A19 認定レベルによらず補助対象となります。

Q20 脱炭素アドバイザー資格を受験した従業員5名の受験料(一人当たり税込みで8,800円)と受験するために受講が要件となっていたWEBセミナーの受講料(一人当たり税込みで5,500円)を会社が負担して、2名が合格しました。この場合、補助金はどのように算定されますか。

A20 「脱炭素アドバイザー資格取得の支援」で補助対象経費として認められるのは合格者の分のみとなりますので、補助金は次のとおり算定します。

<算定式> (税抜き受験料 8,000円 + 税抜き受講料 5,000円) × 2名 × (1/2) = 13,000円

Q21 期間内に資格試験を3回受験した従業員の受験用を3回分すべて負担しました。3度目で合格しましたが、1回目、2回目の受験料は補助対象になりますか。

A21 合格した3回目の受験料のみ補助対象となります。

Q22 脱炭素アドバイザー資格の取得支援を行って合格した従業員がいましたが実績報告前に退職しました。この場合は補助対象になりますか。

A22 申請者が脱炭素経営への転換を図る上で先導役となる人材の育成を支援するための補助事業ですので、事業完了前に退職した従業員への支援は補助対象外となります。

Q23 補助金の振込先口座は法人の口座以外も指定することはできますか(例:資格を取得した従業員の口座など)。

A23 本補助金は、事業者に対する支援を目的としていますので、法人の口座を指定してください。

Q24 受験料を振込した場合の振込手数料は対象になりますか。

A24 振込手数料は補助対象外です。

Q25 過去に脱炭素アドバイザー資格を取得し、補助対象期間内に更新手続きをした場合、更新に必要な講座の受講料や更新料は対象になりますか。

A25 資格を取得するための経費ではありませんので、対象になりません。

Q26 脱炭素アドバイザー資格を2種類受験してどちらも合格した従業員の取得経費を会社が負担した場合、どちらの取得経費も申請することはできますか。

A26 申請できる資格は1人当たり1種類となっていますので、どちらか一方の取得経費を申請してください。

Q27 交付要領の別表4にある実績確認に必要な書類のうち「取得支援の対象となった被雇用者の取得経費を補助事業者が負担した事実を確認できる書類」とはどのようなものですか。

A27 例えば、資格を取得した従業員に対して受験料相当分を給与と一緒に支払った場合などは、その際の給与支払明細書の写しなどが該当します。

Q28 社内の社員育成事業の一環として、スキルアップのために各種資格を取得した従業員に対して一律で 5,000 円を支給しています。この場合、補助金を請求することはできますか。

A28 脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員であれば 2 名分まで申請できます。ただし、1 人当たりの補助対象経費が 5,000 円未満の場合は、補助対象経費を基に算定した額で申請してください。  
(例: 補助対象となる受験料が税抜き 4,500 円の場合、合格者 1 人当たりの補助申請額算定)

<算定式>

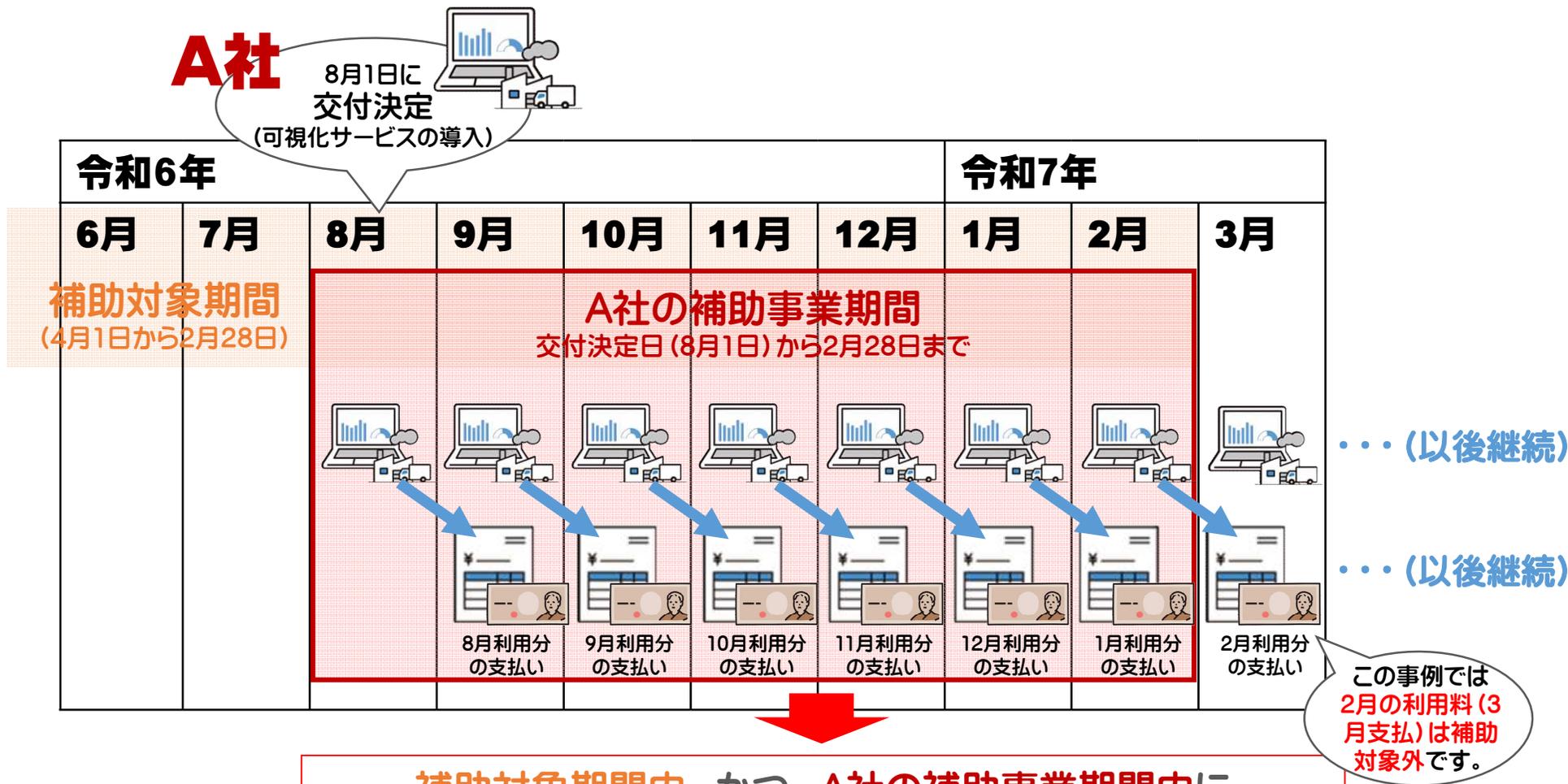
$4,500 \text{ 円} \times (1/2) \div 2,000 \text{ 円}$  (千円未満切り捨て) → 補助申請額は 1 人当たり 2,000 円

Q29 申請時点で有期雇用契約で雇用している従業員について、補助事業の完了前に無期限雇用契約に切替える予定です。この従業員が脱炭素経営アドバイザー資格を取得して、その経費を会社が負担する場合、補助金を申請してもよいでしょうか。

A29 有期雇用契約の従業員が補助金の交付決定後に脱炭素経営アドバイザー資格を取得し、補助事業実施期間の終了までに無期限雇用契約に切替えた場合は、補助対象の取組として認められます。

# 【参考事例1】

8月1日から可視化サービスを利用開始し、以降継続して利用する取組（月払い）

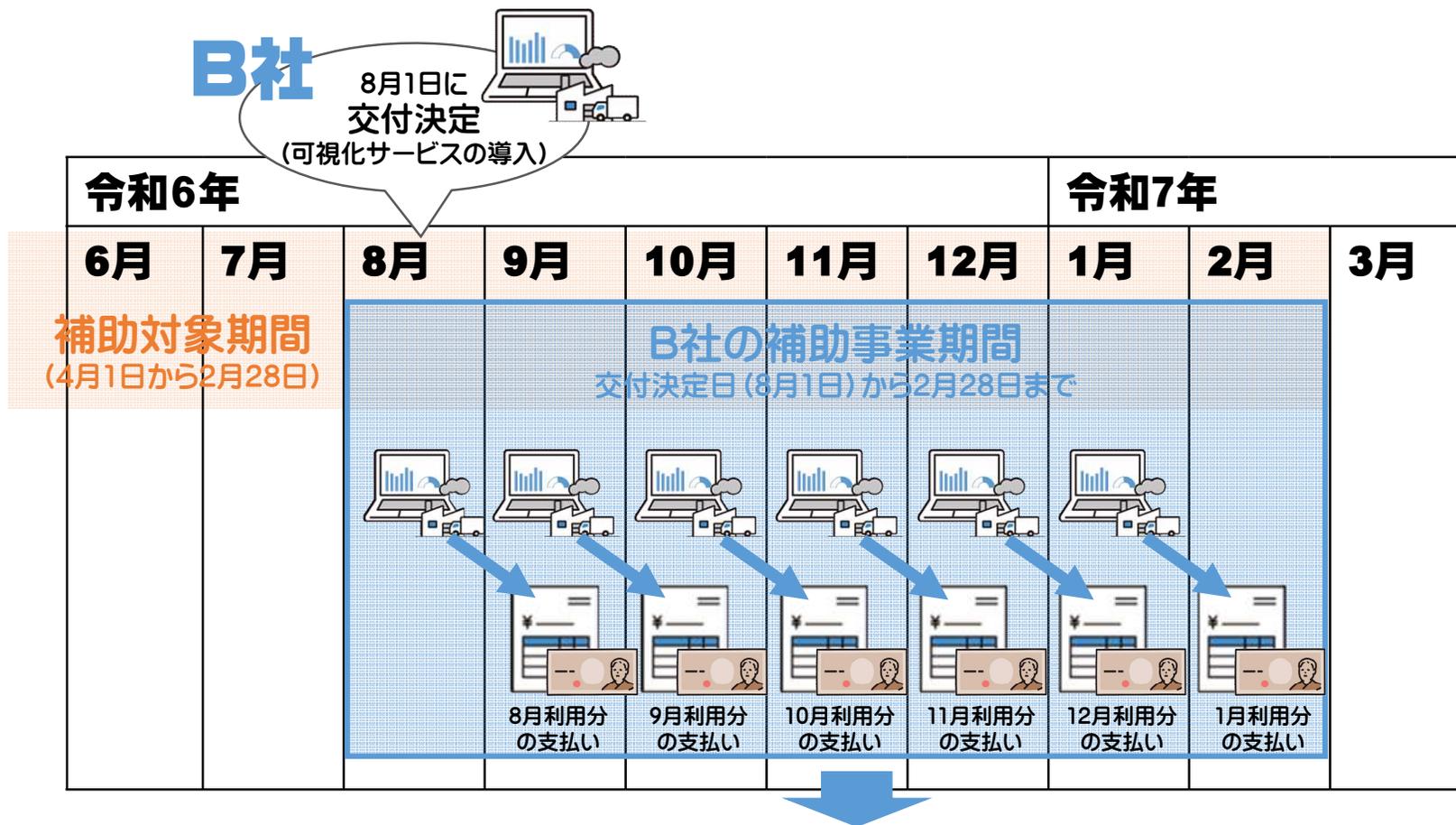


**補助対象期間内、かつ、A社の補助事業期間内に  
支出された経費が補助対象経費となります。**

※ この事例では8~1月の消費税及び地方消費税を除く利用料  
(2月末までに支払が完了している経費)が補助対象経費として  
認められます(ただし、補助金の上限は6万円)。

## 【参考事例2】

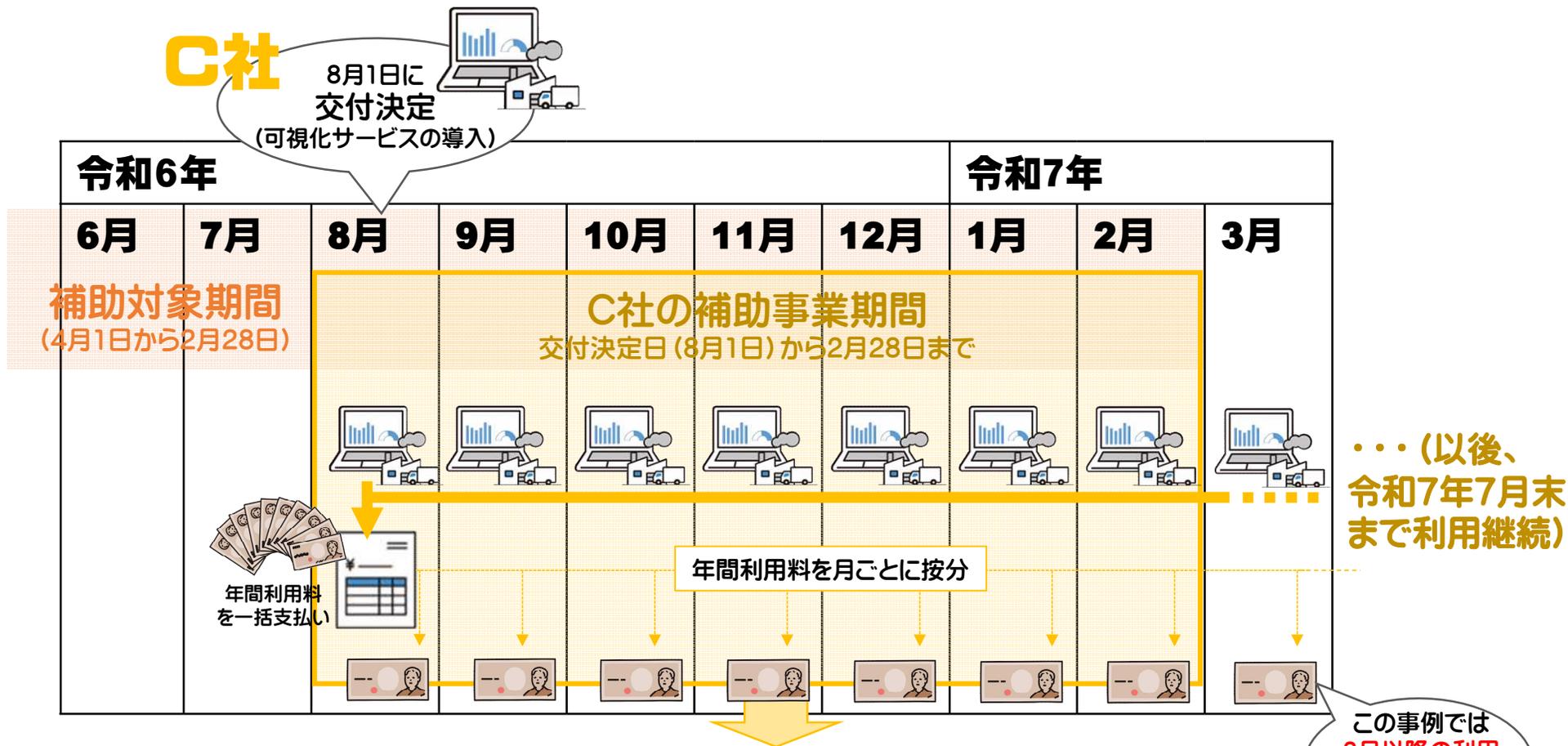
8月1日から可視化サービスを利用開始し、1月末まで利用する取組（月払い）



※ この事例では事業期間内の利用料の全額について、  
2月末までに支払が完了していることから、消費税及び地方消費税を除く  
全額が補助対象経費として認められます(ただし、補助金の上限は6万円)。

# 【参考事例2】

8月1日から可視化サービスを利用開始し、1年間利用する取組（一括支払）



※ この事例では事業期間内の利用料について、消費税及び地方消費税を除く年間の利用料を月ごとに按分し、C社の補助事業期間内の月ごとの利用料の合計が補助対象経費となります(ただし、補助金の上限は6万円)。